

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン (素案)

川 西 市
令和5(2023)年6月

【基本理念】

性別にかかわらず

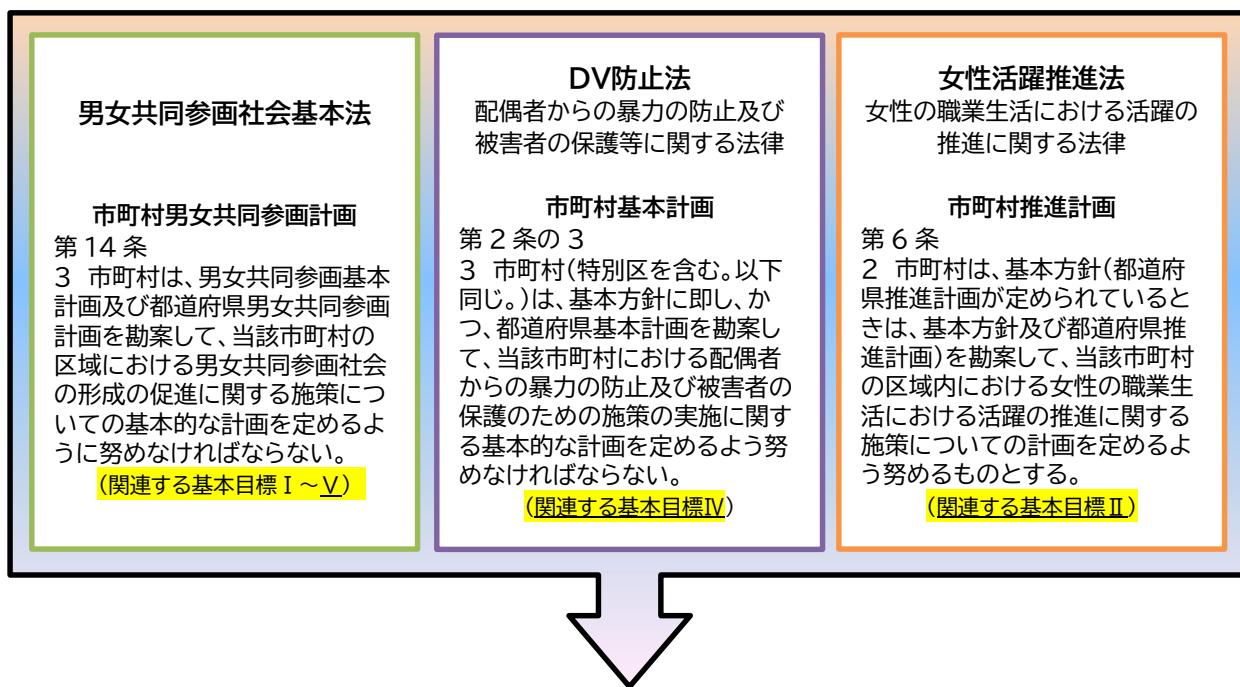
多様な個性をみんなで認め合い

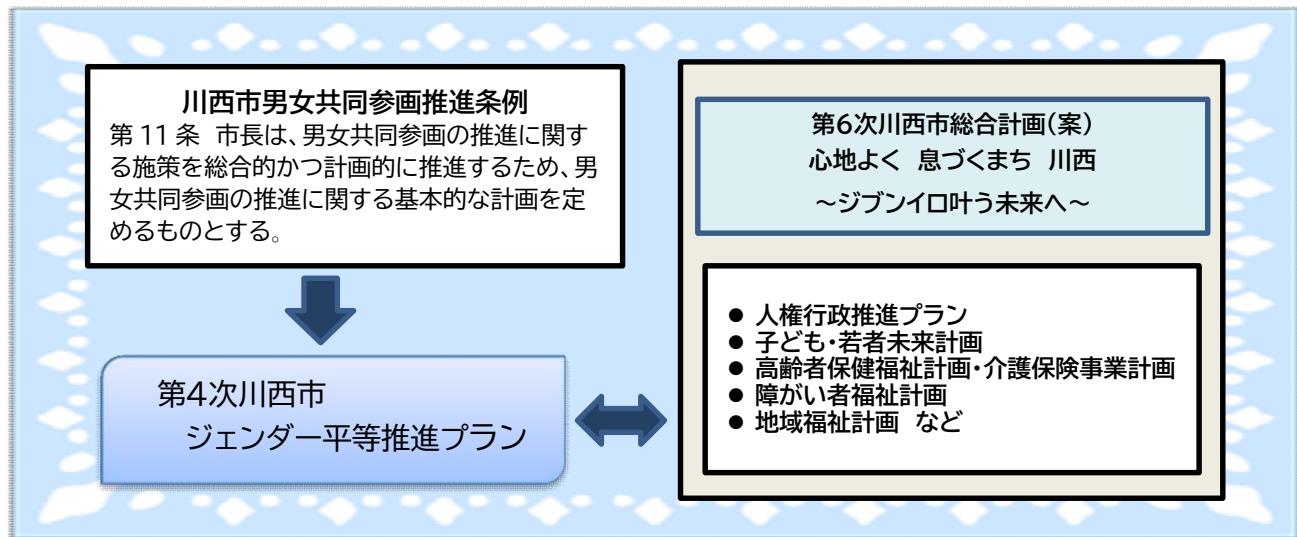
一人ひとりが輝くジェンダー平等の推進

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「男女共同参画社会づくり条例」「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するプランです。
- (2)「川西市男女共同参画推進条例」に基づき、「第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)」を継続・発展させるものです。
- (3)「川西市総合計画」を上位計画とする、分野別目標「人が豊かに育つまちの実現」の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(以下、「DV防止基本計画」という。)を含むものです。
- (5)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下、「女性活躍推進計画」という。)を含むものです。
- (6)この計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的な取組を進めることが大切です。そのため、各主体に対してもこの計画の趣旨に基づく参画と協働を求めるものです。





2 条例の基本理念

川西市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現をめざして、次の6つを基本理念と定めています。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣習によってその活動を制限されることなく、自らの意志と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

3 プランの名称

第1次プランの名称は「川西市女性プラン」、第2次・第3次プランの名称は「川西市男女共同参画推進プラン」でしたが、第4次プランは、社会情勢の変化に対応し、「川西市ジェンダー平等推進プラン」とします。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。

一方、社会的通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の性別をジェンダーと言います。

また、性はレインボーカラーのように多様です。性的少数者に該当する人の割合は、人口の約10%と言われています。ジェンダーには、社会的・文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別などに気づき、また敏感になって、それらの解消をめざすという意味も含まれています。

ジェンダー平等

誰もが、男性・女性といった性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会が与えられることがあります。

そして、多様な性を認め合うことも含みます。

4 プランの期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間とします。ただし、社会経済情勢の変化に対応した施策を効果的に推進するため、適宜見直しを行います。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
第4次川西市ジェンダー平等推進プラン							

5 プランの構成

基本理念のもと、5つの基本目標を定め、基本課題ごとに施策の方向、並びに、これにつながる市の具体的施策やプラン推進のための評価指標を設定しました。

第2章 プランの策定にあたって

1 背景

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけられて以降、国では、第1次から第5次男女共同参画基本計画に基づくさまざまな施策が推進されてきました。本市においても、平成5年(1993年)に第1次プランである「川西市女性プラン」を策定して以降、5年ごとにプランを見直すとともに、平成27年(2015年)には「川西市男女共同参画推進条例」を制定し、さまざまな取組を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した、配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用・所得への影響等は、男女共同参画社会の実現に向けた取組の重要性を改めて認識させる状況となっています。

一方、人は男性と女性という2つの性に分けられるものではなく、レインボーカラーのように多様です。また、本市の外国人市民数は増加傾向にあり、今後のまちづくりには性の多様性の尊重や多文化共生の視点が求められています。

このような状況の中、令和5年度(2023年度)で第3次プラン(改定版)の期間が終了することから、プランの見直しについて諮詢し、その答申を受けて、「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」を策定しました。

2 世界・国・兵庫県の動向

(1)世界の動向

国際連合(以下、「国連」という。)は、昭和50年(1975年)に第1回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務づけています。

平成5年(1993年)の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成27年(2015年)には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)の一つとして位置づけられました。

(2)国の動向

平成11年(1999年)に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)には「DV 防止法」が施行され、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明記されました。

平成27年(2015年)に制定された「女性活躍推進法」では、女性の活躍推進に関する国や地方公共団体、事業主の責務などが定められ、平成30年(2018年)には、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的として「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年(2019年)には、DV 防止法及び児童福祉法の改正により、DV 対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象として DV 被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和3年(2021年)には「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和4年(2022年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が成立し、令和6年(2024年)4月に施行されることになりました。この法律は、国や地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

また政府は、平成28年(2015年)以降、女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)を毎年発表しており、令和5年(2023年)に決定した方針は、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組みの推進、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を重点方針としています。

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」においては、少子化対策の強化に向けた具体策が盛り込まれており、共働き・共育ての推進として、男性の育児休業取得率の目標が大幅に引き上げられました。

(3)兵庫県の動向

平成28年(2016年)に兵庫県立男女共同参画センターに女性活躍推進センターを開設し、女性活躍推進専門員を中心に様々な施策をとおして、職場の意識改革や女性の登用の促進を図っています。

令和2年(2020年)に第2期兵庫県地域創生戦略(R2～R6)が策定され、2つの柱と4つの戦略目標で構成され、第1期戦略で明確になった課題に重点的に対応するため、分野横断的に女性対策に取り組むこととしています。

令和3年(2021年)に第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」

が策定され、男女共同参画の実現に向けて各種取組を総合的に推進しています。

3 川西市の状況

(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は、減少傾向にあり、住民基本台帳人口は、第3次プラン【改定版】を作成した平成30年(2018年)3月末は158,515人でしたが、令和5年(2023年)3月末現在では、154,565人となっています。年齢3区分別人口の割合でみると、年少人口(0歳～14歳)は11.81%、生産年齢人口(15歳～64歳)は56.7%、老人人口(65歳以上)は31.49%で、平成30年(2018年)と比較すると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老人人口の割合は増加しています。

また、令和3年(2021年)の出生数は874人で、平成30年(2018年)の979人から105人減少しています。(川西市統計要覧より)

一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、令和3年(2021年)では1.22%となっています。(人口動態統計より)

国政調査によると、令和2年(2020年)の本市の一般世帯数は、63,272世帯で、平成27年(2015年)の62,634世帯から638世帯減少しています。また、平均世帯人員も、2.46人から2.36人に減少しています。

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査

第4次計画策定の基礎資料とするため、令和4年度(2020年度)に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。市内に在住する16歳以上の2,000人に調査票を送付、853人の回答を得て、有効回収率は42.7%でした。

①男女の地位について

男女の地位の平等意識について、全ての項目において女性は男性に比べて低くなっている、「家庭生活」「学校生活」「地域活動の場」「政治・経済活動への参加」では10ポイント以上差が見られます。前回調査(平成28年度)と比較すると「家庭生活」「雇用の機会や職場での賃金・待遇」等市民の身近な場における男女平等感については変化は見られません。

単位:%

区分	回答者数(件)	家庭生活	学校生活	賃金待遇	雇用の機会や職場での	地域活動の場	法律や制度上	たり社会通念・習慣・しき	加政治・経済活動への参	社会全体	はないすべての分野で平等で	無回答
女性 (令和4年度調査)	500	21.6	34.2	9.6	19.8	22.2	5.8	10.2	4.4	35.4	4.0	
女性 (平成28年度調査)	514	24.1	47.9	10.1	25.7	27.0	5.3	19.1	5.1	—	13.2	
男性 (令和4年度調査)	339	35.7	44.5	16.2	33.0	38.3	6.5	20.6	7.1	20.9	3.2	
男性 (平成28年度調査)	351	34.5	45.0	16.2	36.5	45.6	14.0	31.6	11.1	—	6.8	

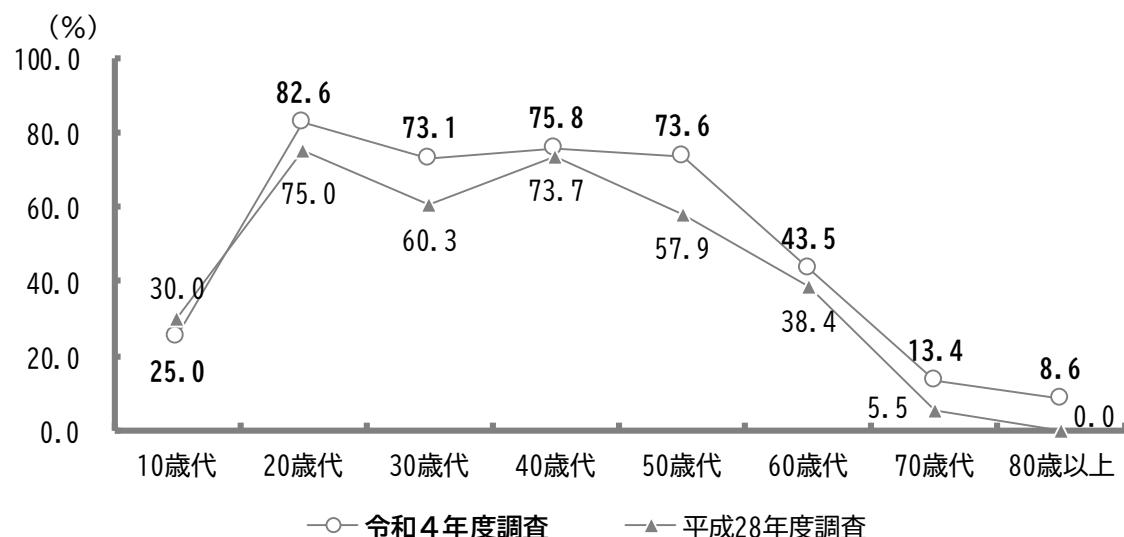
※平成28年度調査では「すべての分野で平等ではない」の選択肢はありません。

※令和4年度の調査票の回答者数は853人ですが、性別について「その他」または「無回答」と回答された方がいるため、この表の回答者数と一致しません。

②女性の就労状況について

女性の就業者は、女性の就労状況について、前回調査と比較すると、30歳代で12.8%ポイント、50歳代で15.7ポイント増加しており、結婚や出産、子育て期に就労を中断することにより、30歳代を底とする「M字カーブ」を描く傾向は解消されています。

特に、既婚女性の就労状況について、前回調査と比較すると、20歳代で30.4ポイント、30歳代で18.7ポイント増加しています。結婚や出産、子育て期にあたる既婚女性の20歳代、30歳代での就業率が増加しています。



(3)家庭生活について

「あなたは結婚・離婚・家庭についてどう思いますか」という問い合わせでは、『② 結婚(法律婚)しても必要なときは離婚すればよい』で「そう思う」の割合が高くなっています。また、『③ 夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよい』で「そう思わない」の割合が高くなっています。

「夫婦別姓制度」と「同性婚制度」の導入に賛成の割合は、いずれも56%を超えています。

単位:%

区分	回答者数(件)	そう思う	そう思わない	無回答
① 結婚(法律婚)は、した方がよい	853	66.7	30.4	2.9
② 結婚(法律婚)しても必要なときは離婚すればよい	853	75.5	19.8	4.7
③ 夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよい	853	13.0	82.5	4.5
④ 夫婦別姓が選択できる制度を導入するべきである	853	56.3	38.2	5.5
⑤ 同性婚ができる制度を導入するべきである	853	56.7	36.9	6.3

(3)川西市パートナーシップ宣誓制度

本市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせるまちの実現をめざし、令和2年8月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した、一方または双方が性的マイノリティである二人に対して、市が、その関係性を市長に宣言した事実を証明する「宣誓書受領書」の交付を行うものです。

4 第3次プラン(改定版)の達成状況

第3次プラン(改定版)の策定後、本市ではプランに基づいた様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきました。しかし、必ずしも十分な成果を上げることができていない取組もあります。目標未達成の項目については第4次プランにおいて改善に向けて取り組みます。

第3次プラン(改定版)で設定した目標値の達成状況は下表のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方を持っている人の割合	女性:21.8% 男性:31.9% (平成28年度)	女性:10.4% 男性:17.1% (令和4年度)	女性:15% 男性:25%	4
2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	女性:5.1% 男性:11.1% (平成28年度)	女性:4.4% 男性:7.1% (令和4年度)	女性:15% 男性:20%	4
3	広報・啓発活動において男女共同参画に関する取り上げた回数	6回 (平成29年度)	8回 (令和4年度)	10回	4
4	市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数	48人中9人 (平成29年度)	48人中13人	48人中12人	4
5	ジェンダー問題や男女共同参画について学んだり、教えられたりしたことのある人の割合	女性:22.8% 男性:21.7% (平成28年度)	女性:36.8% 男性:37.8% (令和4年度)	女性:40% 男性:40%	4

<基本目標Ⅰ 評価指標の達成状況>

No.1「『男は仕事、女は家庭』という考え方を持っている人の割合」、No.4「市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数」はそれぞれ目標値を達成しましたが、No.2の男女の地位の平等感、No.3の広報・啓発活動の回数、No.5のジェンダー問題等を学んだり教えられたりしたことのある人の割合は、いずれも目標値を達成することができませんでした。

基本目標Ⅱ 女性のエンパワーメントの推進

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
6	審議会等への女性委員の登用率	25.9% (平成28年度)	34.0%	30%	4
7	自治会長、コミュニティ会長に占める女性の割合	自治会長:12.5% 17/136人 コミ会長:14.2% 2/14人 (平成29年度)	自治会長14.3% 19/133人 コミ会長:7% 1/14人	自治会長:19.8% 27/136人 コミ会長:14.2% 2/14人	4
8	市職員の管理職に占める女性の割合	13% (平成29年4月1日現在)	14.2% (令和5年4月1日現在)	14%	4
9	防災会議における女性委員の割合	10% (平成29年度)	10.2%	30%	4
10	女性消防団員の実員数	19人 (平成29年度)	24人	30人	4

<基本目標Ⅱ 評価指標の達成状況>

No.6「審議会等への女性委員の登用率」、No.8「市職員の管理職に占める女性の割合」はそれぞれ目標を達成

しましたが、No.7の自治会長等に占める女性の割合、No.9の防災会議の女性委員の割合、No.10の女性消防団員の実人数は、いずれも目標を達成することができませんでした。

基本目標III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
11	市が国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRした延べ件数	1件 (平成29年度)	9件	20件	H30～R4
12	30～39歳の女性の就業率	60.3% (平成28年度)	73.1% (令和4年度)	65%	4
13	雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になつていると感じている人の割合	女性:10.1% 男性:16.2% (平成28年度)	女性:9.6% 男性:16.2% (令和4年度)	女性:20% 男性:20%	4
14	女性の消防職員数	5人 (平成29年度)	10人	6人	4
15	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合	18.7% (平成28年度)	21.5% (令和4年度)	40%	4
16	育児・介護休業法をよく知っている人の割合	19.6% (平成28年度)	18.4% (令和4年度)	50%	4
17	保育所待機児童数	32人 (平成28年度)	0人 (令和4年4月1日)	0人	4
18	庁内の男性職員の育児休業の取得率	0% (平成28年度)	28.6% (令和4年度)	10%	4
19	出産補助休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率	10.6% (平成28年度)	34.3% (令和4年度)	60%	4
20	庁内のワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数	41人 (平成29年度)	67人 (令和4年度)	200人	H30～R4

<基本目標III 評価指標の達成状況>

No.12「30～39歳の女性の就業率」、No.14「女性の消防職員数」、No.17「保育所待機児童数」、No.18「庁内の男性職員の育児休業の取得率はそれぞれ目標を達成しましたが、No.11の企業認定制度などをPRした延べ件数、No.13の賃金・待遇面での男女の地位の平等感、No.の15ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も知っている人の割合、No.16の育児・介護休業法をよく知ってる人の割合、No.19の出産補助休暇等の合計5日以上の取得率、No.20の庁内ワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数は、いずれも目標を達成することができませんでした。

基本目標IV 男女が安全で安心して暮らせる環境づくり

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
21	妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合	86.1% (平成28年度)	86.1%	87%	H30～R4
22	家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合	49.6% (平成28年度)	49.1%	67%	H30～R4
23	川西市の自殺者数	26人 (平成29年度)	35人	減少	H30～R4
24	市内の医療環境に満足している市民の割合	47.8% (平成28年度)	54.9%	60%	H30～R4
25	小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数	309人 (平成29年度)	234人	400人	H30～R4
26	セクシュアル・ハラスメントにあった人の割合	女性:16.3% 男性:2.0% (平成28年度)	女性:15.6% 男性:1.8% (令和4年度)	0%	4

<基本目標IV 評価指標の達成状況>

No.21からNo.26まで、いずれも目標値を達成することはできませんでした。

基本目標V 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
27	セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だと思う人の割合	女性:90.5% 男性:89.5% (平成28年度)	女性:93.0% 男性:91.2% (令和4年度)	女性:100% 男性:100%	4
28	DVやデートDVに関する講座開催など啓発活動の延べ回数	5回 (平成29年度)	18回	20回	H30～R4
29	DV被害者の割合	女性:9.5% 男性:2.3% (平成28年度)	女性:13.4% 男性:2.7% (令和4年度)	減少	4
30	DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合	33.9% (平成28年度)	27.6% (令和4年度)	70%	4

<基本目標V 評価指標の達成状況>

No.12～No.30まで、いずれも目標値を達成することはできませんでした。

基本目標VI 男女共同参画施策の推進と進行管理

No.	評価指標	評価指標値			
		現状	令和4年度	目標	(年度)
31	川西市男女共同参画プランを知っている人の割合	女性:21.8% 男性:18.8% (平成28年度)	女性:22.2% 男性:20.9% (令和4年度)	女性:70% 男性:70%	4
32	バレットかわにし(川西市男女共同参画センター)を知っている人の割合	女性:40.8% 男性:24.8% (平成28年度)	女性:38.8% 男性:22.1% (令和4年度)	女性:70% 男性:50%	4
33	男女共同参画センターと公民館などとの共催講座延べ件数	2件 (平成29年度)	5件	10件	H30～R4
34	男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金の延べ交付団体数	7団体 (平成25～29年度)	2団体	10団体	H30～R4
35	男女共同参画市民企画員の延べ人数	35人 (平成25～29年度)	24人	40人	H30～R4
36	男女共同参画市民企画員企画講座の延べ参加者数	597人 (平成25～29年度)	374人	800人	H30～R4

<基本目標VI 評価指標の達成状況>

No.31～No.36まで、いずれも目標値を達成することはできませんでした。

5 第4次プランに向けて

平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGsでは、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げています。そして、2030アジェンダにおいて、「ジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワーメント」は、すべてのゴールを達成するために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第4次プランにおいても、あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、さらなるジェンダー平等の実現をめざします。

◆SDGs(Sustainable Development Goals)の 17 の目標



基本目標 I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革

第3次プラン(改定版)では、「『男は仕事、女は家庭』という考え方を持っている人の割合」、「市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数」はそれぞれ目標値を達成しましたが、男女の地位の平等感、広報・啓発活動の回数、ジェンダー問題等を学んだり教えられたりしたことのある人の割合は、いずれも目標値を達成することができませんでした。

一方、人は男性と女性の二つの性に分けられるものではありません。性はレインボーカラーのように多様であり、家族の形態もさまざまです。令和4年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、「同性婚制度」と「夫婦別姓制度」の導入に賛成の割合は、いずれも56%を超えていましたが、異性愛を中心とした考え方や偏見、差別は未だ根強く存在しています。

男女の格差を解消するための意識改革と、社会的・文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別などに気づき、それらを解消するための意識改革が必要です。

基本目標Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)

SDGsのゴール5では、目標実現のための9つのターゲットを掲げています。そのターゲットの一つに「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。持続可能で多様性に富んだ社会を築くため、市政等に関わる分野や、就労の場、地域活動の場など、様々な分野で女性の参画を拡大するとともに、性別による隔たりを是正する必要があります。

第3次プラン(改定版)では、「審議会等への女性委員の登用率」、「市職員の管理職に占める女性の割合」、「30～39歳の女性の就業率」、「女性の消防職員数」、「保育所待機児童数」、「府内の男性職員の育児休業の取得率はそれぞれ目標値を達成しましたが、自治会長等に占める女性の割合、防災会議の女性委員の割合、女性消防団員の実員数は、企業認定制度などをPRした延べ件数、賃金・待遇面での男女の地位の平等感、ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も知っている人の割合、育児・介護休業法をよく知ってる人の割合、出産補助休暇等の合計5日以上の取得率、府内ワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数は、いずれも目標値を達成することができませんでした。

性別に関わりなく、誰もが社会を支える一員として活躍するためには、女性のエンパワーメントの推進、仕事と家庭生活の調和に関する取組が不可欠です。長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや多様な働き方の支援、男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備、仕事と育児の両立を可能とする保育環境の整備をさらに推進する必要があります。

基本目標Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり

第3次プラン(改定版)では、「妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合」、「家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち『子育てがしやすいまちだと思う』市民の割合」、「川西市の自殺者数」、「市内の医療環境に満足している市民の割合」、「小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数」のいずれも、目標値も達成することはできませんでした。

誰もが生き生きと安心して暮らしていくためには、市民の誰もが心と体の健康について正しい知識を身につけ、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康支援が必要です。特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特徴があることから、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に立った取組が必要です。

また、市内には多くの外国人が暮らしていますが、就業や就学、住居などの問題をはじめ、言葉、文化、生活習慣の違いから、職場や学校、地域において孤立している可能性があります。特に、外国人女性は、DV被害などの事態に直面した際、相談機関が容易に分からぬなど、困難な状態に置かれる場合があることから、多文化共生の視点からジェンダー平等に関する情報を積極的に提供する必要があります。

基本目標IV あらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手など身近な者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。暴力やハラスメントを許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

第3次プラン(改定版)では、「セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だと思う人の割合」、「DVやデートDVに関する講座開催など啓発活動の述べ回数」、「DV被害者の割合」、「DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合」、「セクシュアル・ハラスメントにあった人の割合」のいずれも、目標値も達成することはできませんでした。

あらゆる暴力の根絶には、予防と早期発見、早期対応が重要です。しかし、被害を受けても、一人で悩みを抱え込み、相談窓口が十分に活用されていない状況もあります。市民にもっとも身近な行政機関として、配偶者暴力相談支援センターの周知を徹底し、被害者の視点に立ったきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図ります。

基本目標V ジェンダー平等施策の推進と進行管理

本市では、平成5年(1993年)に女性プランを策定して以来、男女平等に向けての施策を展開してきました。平成15年(2003年)には、男女共同参画プランのもと、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁挙げての取組を進めてきました。男女共同参画審議会の設置、男女共同参画市民企画員の委嘱も行ってきました。

毎年度、男女共同参画プランに基づく具体的施策の進捗状況及び評価指標の達成状況を明らかにした報告書を作成し、公表しています。

男女共同参画センターにおいては、ジェンダー問題についての講座や相談、情報提供などの事業を実施し、ここを拠点とした市民活動も展開されてきました。

また、平成27年(2015年)には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的として、「川西市男女共同参画推進条例」を制定しました。

しかし、第3次プラン(改定版)では、「川西市男女共同参画プランを知っている人の割合」、「パレットかわにし(男女共同参画センター)を知っている人の割合」、「男女共同参画センターと公民館などとの共催講座延べ件数」、「男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金の延べ交付団体数」、「男女共同参画市民企画員の延べ人数」、「男女共同参画市民企画員企画講座の延べ参加人数」のいずれも、目標値を達成することはできませんでした。

より効果的な具体的施策の実施や、男女共同参画センターの事業内容の周知徹底、市民などの協働による施策の推進に取り組む必要があります。

第3章 施策の内容

1 施策の体系図

下線部分は現行プランとの変更箇所です。

基本理念

性別にかかわらず、多様な個性をみんなで認め合い、



1 基本目標と基本課題、施策の方向と具体的な施策

基本目標 I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革

基本課題 1

ジェンダー平等に関する意識啓発の推進

<現状と課題>

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対する人が年々増加するなど、男女平等に関する市民の意識は変化してきているものの、男女平等社会の実現にはまだ多くの課題があります。そのため、市民や事業者などが男女共同参画社会の必要性について認識を深めるよう、継続的に広報・啓発を行う必要があります。
- 男女間の不平等は人権問題であり、人権は絶え間ない継続的な努力によってこそ守られるものであるという認識を持つ必要があります。令和2年(2020年)4月に「川西市人権行政推進プラン」を改定し、府内外における人権意識の向上を図っていますが、この人権行政推進プランを生かしながら、さらにジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。
- 一方、人は男性と女性の二つの性に分けられるものではありません。性のあり方はグラデーションであり、家族の形態も様々です。令和4年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「同性婚制度」と「夫婦別姓制度」の導入に賛成の割合は、いずれも56%を超えていますが、異性愛を中心とした考え方や偏見、差別は未だ根強く存在しています。社会的・文化的につくられてきた性に関する偏見や差別などに気づき、それらを解消するための広報・啓発活動が必要です。

【施策の方向】

1. ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進
2. 人権行政推進プランなどを活用したジェンダー平等の取組の推進

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方を持っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:10.4% 男性:17.1% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課
2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性: 4.4% 男性: 7.1% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課
3	広報・啓発活動において男女共同参画に関することを取り上げた回数	8回 (令和4年度)	回 (令和12年度)	人権推進多文化共生課
4	川西市パートナーシップ宣誓制度 (2021年導入)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:25.0% 男性:22.1% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
1	ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	1	ジェンダー平等についての理解を深め、気づきを促すための講座や講演会を開催します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続
		2	男女共同参画だよりや、男女共同参画センター情報紙を発行し、ジェンダー平等の意識啓発を図ります。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続
2	人権行政推進プランなどを活用したジェンダー平等の取組の推進	3	「川西市人権行政推進プラン」の「女性の人権課題」「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権課題」の解決に向けて、ジェンダー平等の取組を推進します。	人権推進多文化共生課	拡充

<現状と課題>

- ジェンダー平等の観点から進路指導を行い、性別役割を超えた職業観、労働観の育成を図ることが重要です。
- ジェンダー平等教育についての教員の研修を充実させるために、その回数の増加、参加しやすい条件づくり、研究会の開催などに努めます。
- 兵庫県教育委員会が平成29年3月に教師用指導資料として作成した「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改定版)」を活用し、次代を担う子どもたちが、人権尊重や男女平等、ワーク・ライフ・バランスの大切さなど男女共同参画への理解を深め、多様な可能性から主体的に進路を選択する能力や態度を身に着けられるよう指導する必要があります。
- ジェンダー問題に関する学習を、市民や団体リーダー、市職員、各種委員、その他市関係の人々(市の取引業者などを含む)が、市内の社会教育施設など地域住民の交流の場において実施する必要があります。特に子育てに関わる人々の学習の推進によって、幼少期からのジェンダー平等教育を徹底する必要があります。
- ジェンダー問題についての学習がさまざまな分野の職場においても活発に行われるよう、企業などに働きかけるとともに、市自らがそのモデルとなる必要があります。
- 多くの情報が氾濫している現代では、それらの情報を無批判に受け入れるのではなく、男女ともに主体的に読み解き、自らが発信する能力(メディア・リテラシー)を高める必要があります。
- 多様な性のあり方や生き方への理解が得られるよう啓発・学習が必要です。特に学校などにおいては、平成28年(2016年)に文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」などを基にした対応や教育が必要です。

【施策の方向】

1. 保育所・こども園・幼稚園・学校等におけるジェンダー平等教育の推進
2. 家庭・地域・事業所におけるジェンダー平等の促進

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
5	ジェンダー問題や男女共同参画がどういうものか学んだり、教えられたりした人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:36.8% 男性:37.8% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的な施策】

No.	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備考
1	保育所・こども園 幼稚園・学校など におけるジェンダー平等教育の推進	4	男女平等教育ガイドライン(基本方針)に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園・学校での指導方法の研究を行い、実践力を高めます。	教育保育課	継続
		5	ジェンダー平等教育の推進の観点から、教科書・副読本などの「隠れたカリキュラム」の点検、見直しを行い、ジェンダー平等教育を推進します。	教育保育課	継続
		6	女性の理系分野への進路選択も含め男女平等の進路指導、職業観・労働観を育む教育を行います。	教育保育課	継続
		7	教職員を対象としたセクシュアル・マイノリティを含めたジェンダー平等に関する研修を実施します。	教育保育課	継続
2	家庭・地域・事業所におけるジェンダー平等の促進	8	公民館などで男女共同参画センターの出前講座などを開催します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 総合センター 公民館	継続
		9	川西市人権教育協議会と連携し、地域における学習機会の充実を図ります。	人権推進多文化共生課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
2	家庭・地域・事業所におけるジェンダー平等の推進	10	地域団体などを対象に、ジェンダー平等に関する啓発を行います。	人権推進多文化共生課 参画協働課(市民活動センター) 地域福祉課 教育保育課 こども・若者相談センター 関係所管	継続
		11	事業所に対して、ジェンダー平等に関する啓発、講座などを実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		12	図書館や施設の図書コーナーの男女共同参画に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 中央図書館 公民館 関係所管	継続
		13	メディア・リテラシーの向上のための啓発・学習を実施します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続

基本目標Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)

基本課題3

政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進

<現状と課題>

- 女性委員の登用率の向上を目指して、女性のいない審議会などの解消に努めるとともに、引き続き委員就任の基準を「会長あて職」から「その団体を代表する人」「団体の推薦する者」にシフトするなど工夫を凝らし、目標値である50%を達成する必要があります。
- 「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき自治会やコミュニティ、NPOなどの各種団体の役割はますます重要になっていますが、それらの各種団体における女性の会長などの割合は依然として低い状況にあります。このため、ジェンダー平等の視点が反映されるように女性が自治会、コミュニティなどにおいて役員などになりやすい環境づくりを支援する必要があります。
- 事業所にも働きかけ、方針の決定過程への女性の参画を促進する必要があります。
- 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合は、令和5年(2023年)4月1日現在で、14.2%であり、増加傾向にあるものの、男性に比べてかなり低い状況にあります。本市の人口の約半数は女性です。女性の意見を市政に反映させるため、管理職などへの女性の登用を進める必要があります。具体的には、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「川西市特定事業主行動計画」に定めた目標を達成する必要があります。
- 指導的立場の教員に女性が少ないということも隠れたカリキュラムの一つです。校長や教頭、指導主事など指導的立場にある教員の増加を図り、職場慣行の見直しなども含めて条件整備を進めることが課題です。

【施策の方向】

1. 審議会などへの女性の登用促進
2. 自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進
3. 事業所における女性の管理職などへの登用の促進
4. 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
6	審議会などへの女性委員の登用率	34.0% (令和4年度)	50% (令和12年度)	行革推進課
7	自治会長、コミュニティ会長に占める女性の割合	自治会長(14.3%)19／1 33人 コミ会長(7.0%) 1／14人 (令和4年度)	自治会長()% ／133人 コミ会長()% ／14人 (令和12年度)	参画協働課
8	市職員の管理職に占める女性の割合(本プランにおける管理職とは、課長職以上の職員)	14.2% (令和5年4月1日現在)	% (令和12年度)	職員課
9	市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数	48人中13人 (令和4年度)	48人中 人 (令和12年度)	教育保育職員課

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
1	審議会などへの女性の登用促進	14	審議会などへの女性委員の登用方策として公募制度の拡充やクオータ(割当)制度の導入を検討するとともに、委員就任の基準を「会長あて職」から「団体の推薦する者」などにシフトします。	人権推進多文化共生課 行革推進課 関係所管	継続
2	自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進	15	自治会、コミュニティ、ボランティア団体、NPOなど各種団体における方針決定の場への女性の参画を促進します。	参画協働課	継続
3	事業所における女性の管理職などへの登用の促進	16	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた出前講座を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	新規
		17	事業所に対し女性の登用促進についての啓発活動を行います。	人権推進多文化共生課 産業振興課	新規
4	市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進	18	市女性職員の職域拡大を図るとともに、管理職への登用などは、男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用を進めます。	職員課 関係所管	継続
		19	校長、教頭、指導主事など教員の管理職などへの女性の登用を積極的に図ります。	教育保育職員課	継続
		20	市女性職員の活躍推進に向け、研修関係機関などで開催される「管理職に必要なマネジメント能力等の向上のための研修」への参加を支援します。	職員課 関係所管	継続

<現状と課題>

- 仕事と生活の調和を求める市民は多いものの、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度は依然低い状態にあることから、ワーク・ライフ・バランスが事業所・地域の活性化、生活の充実、一人ひとりの夢や希望の実現につながることを積極的に啓発していくことが課題です。
- 人口減少社会の中で、事業所にとっても優秀な人材の確保は重要な課題です。時間外労働の削減や育児休業の取得などに積極的な事業所は、働く側にとっても魅力があり、就職希望者が増える傾向にあります。また、従業員自身が限られた時間の中で効率的に仕事をすることを意識するようになり、生産性が向上し、経営の改善につながっています。組織の発展にとっても働き方の見直しが必要なことを周知徹底する必要があります。
- 「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、地域社会の中でお互いに協力して子どもを育てる環境・制度の整備や子育て支援策の充実を図る必要があります。
- 令和4年4月1日現在、保育所の待機児童数は0人となっていますが、待機児童が発生しない取組を引き続き行う必要があります。
- 「川西市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画」に基づき、地域全体で介護を支える意識づくりや環境づくりが必要です。
- 本市では、市役所内の関係各課で構成する川西市男女共同参画推進本部幹事会「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会」を設置し、職員研修会等を実施してきましたが、その成果は十分とは言えない状況です。市役所が地域のモデル職場となるように、すべての職員が仕事と家庭生活を充実させ、市政の運営にその能力を十分に生かせるようにしなければなりません。そのため川西市特定事業主行動計画に沿って、とりわけ男性職員の出産・育児に関する休暇・休業の取得促進、超過勤務の縮減、年次休暇取得の促進などに取り組むとともに、効率的かつ効果的な業務執行を行うなど、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する必要があります。
- 市も国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などのPRを積極的に行い、応募・表彰される事業者を増やすとともに、それら優良企業の情報を市民などへ発信することによりワーク・ライフ・バランス推進の意識を高める必要があります。

【施策の方向】

1. 一人ひとりの働き方の見直しの促進
2. 事業所に対する啓発の推進
3. 子育て・介護支援体制の整備
4. 男性の家事・育児などへの参画促進
5. 市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
10	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	21.5% (令和4年度)	% ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課
11	育児・介護休業法をよく知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	18.4% (令和4年度)	% ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課 産業振興課
12	保育所待機児童数	0人 (令和4年4月1日)	0人 (令和12年度)	入園所相談課
13	市男性職員の二週間以上の育児休業の取得率	28.6% (令和4年度)	85% (令和12年度)	職員課
14	市職員の出産補助休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率	34.3% (令和4年度)	% (令和12年度)	職員課
15	市職員のワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数	12人 (令和4年度)	人 (令和6~12年度)	人権推進多文化共生課 職員課
16	市が国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRした延べ件数	9件 (令和4年度)	件 (令和6~12年度)	人権推進多文化共生課 産業振興課

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
1	一人ひとりの働き方の見直しの促進	21	「男女共同参画だより」や男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども政策課 教育保育課 介護保険課	継続
2	事業所に対する啓発の推進	22	かわにし労政ニュースや市ホームページ、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	産業振興課	継続
3	子育て・介護支援体制の整備	23	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 地域福祉課 関係所管	継続
		24	保育ボランティアを養成し、保育ボランティアグループへの支援を行います。	地域福祉課 関係所管	継続
		25	学校、幼稚園、保育所、認定こども園、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	総合センター こども政策課 関係所管	継続
		26	子育てサークルのネットワーク化を図り、子育てに関する情報や活動場所を提供します。	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター 関係所管	継続
		27	市内の施設に設置している「プレイルーム」に、子育て支援相談員、保育士を配置し、子育て相談などを実施します。	こども若者相談センター	継続
		28	留守家庭児童育成クラブの内容を充実します。	入園所相談課	継続
		29	子育て世帯を地域で支え合うファミリーサポートセンターを充実します。	こども政策課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
3	子育て・介護支援体制の整備	30	産休明け保育、病児・病後児保育を実施するとともに、3歳未満児の受入人数の弾力的な運用を図り、拡大するほか、午後8時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育を実施します。	教育保育課 入園所相談課	継続
		31	介護の負担が特に女性に集中することがないように、意識啓発を図ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加していただけるよう呼びかけます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 介護保険課	継続
		32	「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにあたっては、介護負担が女性に偏っていることを是正するための対応策などを盛り込むよう努めます。	介護保険課	継続
4	男性の家事・育児などへの参画促進	33	「男女共同参画だより」や男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、男性の家事・育児への参画の必要性などを周知します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課(男女共同参画センター)	新規
		34	男性の家事・育児への参画を促進する講座を開催します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	新規
5	市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	35	ワーク・ライフ・バランスの必要性やその実践方法などに関する職員研修を実施します。	人権推進多文化共生課 職員課	継続
		36	超過勤務の縮減、育児・介護休業を取得しやすい職場づくり、柔軟な働き方の推進など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境整備に努めます。	人権推進多文化共生課 職員課 ほか全ての部署	継続
		37	会計年度任用職員についても、それぞれの休暇制度等の勤務条件を見直し、仕事と家庭の両立が図れるよう環境を整備します。	職員課 ほか全ての部署	継続

基本課題 5

女性のエンパワーメントの推進

<現状と課題>

- 近年、雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇については、制度面では性差の解消が図られてきました。しかし、依然として募集や採用、賃金、昇進、雇用などのさまざまな面で女性労働者が不利益や差別を受けている実態があることから、引き続き女性の就業機会の拡充や環境の改善が必要です。
- これまで女性が少なかった職種に意欲や適性に応じて女性を配置するなど女性の能力を活用する必要があります。
- 本市の女性の年齢別就業率をみると、30歳～39歳で最も低下するM字カーブを描く傾向は解消されていますが、既婚と未婚を比較すると、30歳代で19.1ポイント、40歳代で7.3ポイント未婚が既婚を上回っています。既婚では、依然としてM字カーブを描く傾向となっており、就労する女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、引き続き企業への啓発や保育体制の整備などに取り組む必要があります。
- 結婚や出産などを機に一旦退職した女性が、再就職を希望した際に就業などへの道が開かれるよう、女性の職業能力の開発・向上の機会の充実を図るとともに、女性の就業機会を確保するための就業支援を進める必要があります。

【施策の方向】

1. 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組の推進
2. 女性の職業能力の開発と就業促進
3. あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
17	30歳～39歳の女性の就業率 (男女共同参画に関する市民意識調査)	73.1% (令和4年度)	% ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課
18	雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 9.6% 男性 16.2% (令和4年度)	女性 % 男性 % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課
19	女性の消防職員の数	10人 (令和4年度)	人 (令和12年度)	消防本部総務課

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的な施策】

No.	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備 考
1	働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組の推進	38	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関係法令の趣旨・内容を周知します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		39	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。なお、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種についても応募者増に努めます。	職員課 関係所管	継続
		40	性別に関わらず、職員の職域・職務の拡大を図り、計画的な人材育成に努めます。	職員課 関係所管	継続
		41	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRします。	人権推進多文化共生課 産業振興課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
2	女性の職業能力の開発と就業促進	42	再就職・起業講座の開催や、キャリア・カウンセリングの実施、「女性チャレンジひろば」の開設などにより、女性の職業能力を高めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		43	川西しごと・サポートセンターにおける女性の就業促進をはじめ、就職支援セミナーや合同就職面接会を開催します。	産業振興課	継続
		44	女性就労支援講座の開催や各種給付金制度の活用などにより、ひとり親家庭の母に対する就労支援を行います。	こども支援課	継続
		45	起業に関する相談機関の紹介や、起業家への融資あっせん制度を周知します。	産業振興課	継続
3	あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実	46	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「労働相談」や「法律相談」を実施します。	産業振興課 生活安全課	継続
		47	国や県などの関係機関と連携し、雇用や労働に関する情報提供を行います。	産業振興課	継続

基本目標Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり

基本課題 6

一人ひとりに応じた健康づくりの支援

<現状と課題>

- 「性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護」という国際的な考え方を広く浸透させ、女性の生涯にわたる健康づくりを進めることが課題です。
- 女性が安心・安全な出産ができるよう母体保護法の周知や母子保健の充実に努める必要があります。
- 少子化に伴い産科医・小児科医が減少していることから、安心して産み育てられる環境の整備として、阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムの整備、産科診療体制の整備などを行う必要があります。
- 特に、近年は、インターネットの普及により、性犯罪に結びつく違法・有害な情報の発信と受信が容易になっていることから、児童生徒が生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観と、自ら考え判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにするために、学校教育における性教育を充実させる必要があります。
- 思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期など、女性のライフステージに対応した適切な健康の保持・増進が図れるよう健康診断や保健指導、健康相談などの一層の推進に努める必要があります。
- 一方、男性では、悩みを誰にも相談しない人が女性より多いなど、精神面で孤立しやすい傾向がみられるため、単身の高齢男性や不安定な雇用状態にある若年男性に対しては、相談体制の充実や社会への参画を促す取組が必要です。
- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、女性も男性も、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、安全にスポーツに親しむことができる環境の整備に努める必要があります。

【施策の方向】

1. 性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進
2. 母体保護と母子保健の充実
3. 安心して産み育てられる環境の整備
4. 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供
5. スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
20	妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合（アンケート調査）	86.1% (令和4年度)	% (令和12年度)	保健センター・予防歯科センター
21	家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合（市民実感調査）	49.1% (令和4年度)	% (令和12年度)	こども政策課
22	川西市の自殺者数	35人 (令和4年)	減少 (令和12年)	地域福祉課
23	市内の医療環境に満足している市民の割合（市民実感調査）	54.9% (令和4年度)	% (令和12年度)	保健・医療政策課
24	小規模事業所(50人未満)対象健診受診者数	234人 (令和4年度)	人 (令和12年度)	産業振興課

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
1	性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進	48	男女共同参画だよりや男女共同参画センター情報紙の発行、講座の開催などにより、性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識を普及します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課(男女共同参画センター) 保健センター・予防歯科センター	継続
		49	小・中学校、特別支援学校における性教育の充実を図ります。	教育保育課	継続
2	母体保護と母子保健の充実	50	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識の普及啓発を進めます。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課(男女共同参画センター) 保健センター・予防歯科センター	継続
3	安心して産み育てられる環境の整備	51	乳幼児等医療費助成制度を実施します。	医療助成・年金課	継続
		52	阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムの整備、産科診療体制の整備を行います。	保健・医療政策課 関係所管	継続
		53	社会生活環境の変化などに伴う疾病構造の変化に対応した各種健(検)診を実施します。	保健センター・予防歯科センター	継続
		54	「川西市子ども・若者未来計画」を引き続き推進するとともに、計画の改定に向けた取組を進めていきます。	こども政策課	継続
		55	市営住宅の募集に際し、母子家庭などの優先枠の確保に努めます。	住宅政策課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
4	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	56	男女共同参画センター情報紙の発行、講座の開催などにより、女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 地域福祉課 障害福祉課 保健センター・予防歯科センター	継続
		57	精神的な悩みなどに関する相談を充実します。	障害福祉課	継続
5	スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	58	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援や、レクリエーションスポーツ大会の開催など、生涯スポーツの推進とサポート体制の充実に努めます。	文化・観光・スポーツ課	継続
		59	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	保健センター・予防歯科センター 文化・観光・スポーツ課	継続
		60	女性・男性にかかわらず、生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康診査や保健指導、各種相談を充実します。	保健センター・予防歯科センター	継続
		61	中小企業のパートを含む労働者に対し、健康診断などの受診機会を提供します。	産業振興課	継続

基本課題 7

国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進

<現状と課題>

- ジェンダー平等の取組は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して行われています。女子差別撤廃条約や女性に対する暴力の撤廃に関する宣言など、ジェンダー平等に関する国際的な取組についての情報や学習の機会を提供する必要があります。
- 世界経済フォーラムが令和4年(2022年)に発表したジェンダーギャップ指数によると、日本の順位は146カ国中116位となっており、ジェンダー平等の取組において国際的に大きく遅れを取っています。ジェンダー・ギャップ指数は、経済・教育・健康・政治の各分野でのジェンダー格差を数値化したものですが、政治・経済分野での日本の遅れが目立っています。
- 令和4年度(2022年度)の「男女共同参画に関する市民意識調査」では、ジェンダーギャップ指数を「よく知っている」市民の割合は3.4%、「聞いたことがある」は28.1%で、ジェンダー平等に関わる国際的な動向について認知度が低いことが分かりました。ジェンダー平等に向けた取組を推進するためには、国際的な動向を含めた様々な情報を提供し、一人ひとりの関心を高める必要があります。
- 市内には多くの外国人が暮らしていますが、就業や就学、住居などの問題をはじめ、言葉、文化、生活習慣の違いから、職場や学校、地域において孤立している可能性があります。特に、外国人女性は、DV被害などの事態に直面した際、相談機関が容易に分からぬなど、困難な状況に置かれる場合があることから、市内在住の外国人に対してもジェンダー平等に関する情報を積極的に提供する必要があります。

【施策の方向】

1. ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
25	ジェンダーギャップ指数を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性32.8% 男性29.8% (令和4年度)	女性 . % 男性 . % (令和12年度)	人権推進多文化共生課

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備 考
1	ジェンダー平等 に関する国際規範・基準についての情報提供	62	ジェンダーギャップ指数やSDGs、女子差別撤廃条約など、ジェンダー平等に関する国際的な取組について情報提供、講座を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続
		63	市内在住の外国人に対して、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続

<現状と課題>

●社会のあらゆる分野で、ジェンダー平等の促進・実現が課題の焦点になっている今日、阪神・淡路大震災等の体験と教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」が見直されるとともに、「男女共同参画基本計画」に「防災分野」が追加されました。平成29年の「防災基本計画」には、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るために、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者※などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」と明記されています。

※本市では、「障がい者」と表記しています。

●本市も、災害復興を含む防災及び減災の分野において、ジェンダー平等の視点を取り入れた災害対策を推進する必要があります。具体的には、防災会議における女性委員の割合を増やし、地域防災計画や災害に関する各種対応マニュアルにジェンダー平等の視点を取り入れるほか、女性も地域防災の担い手となるよう啓発活動を進める必要があります。

【施策の方向】

1. 地域防災体制のジェンダー平等の推進
2. 避難所運営計画決定への女性の参画

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
26	防災会議における女性委員の割合	10.2% (令和4年度)	% (令和12年度)	危機管理課
27	女性消防団員の実員数	24人 (令和4年度)	人 (令和12年度)	消防本部総務課
28	自主防災会の女性会員の割合	〇.〇% (令和4年度)	% (令和12年度)	危機管理課

【具体的な施策】

	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備考
1	地域防災体制のジエンダー平等の推進	64	防災会議の定数を増やすなど、女性委員を増やすとともに、地域防災計画や各種災害対応マニュアルにジェンダー平等の視点を取り入れます。	危機管理課 関係所管	継続
		65	地域での防災事業・各種イベントなどにおいて防火・防災の普及啓発活動や救命講習の指導などを行う女性消防団員の入団を促します。	消防本部総務課	継続
2	避難所運営計画決定への女性の参画	66	自主防災会の女性会員の参画を促します。	危機管理課	新規
		67	避難所開設を行う市地区対策部の職員は女性・男性にかかわらず配置します。	危機管理課	新規

基本目標IV あらゆる暴力の根絶

基本課題8

配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶 (川西市配偶者等からの暴力対策基本計画)

<現状と課題>

- 市民意識調査の結果をみると、13.4%の女性が、50歳代では17.2%の女性がDV被害を受けています。このような状況を改善し、暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを市民共有の認識とする必要があります。このため、一人ひとりが人権意識を高め、DVについての理解を深められるように、市民(家庭・地域社会)への啓発が課題です。
- 市民意識調査によると、DV被害者のうち、結婚(法律婚)している人は73人、結婚(法律婚)していない人は3人でした〔結婚(法律婚)していないがパートナーと暮らしている人を除く〕。若年層がデートDVや、将来、DVの被害者・加害者とならないためにも、女性も男性も互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができ、自尊感情を高めることができるよう、学校などの教育や啓発に取り組む必要があります。
- 市民意識調査の結果をみると、DVを受けたことがある女性の67.2%が「相談しなかった」と回答しており、その理由をたずねると、「相談しても無駄だと思ったから」が38.9%で最も多く、次いで「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」が33.3%、「相談するほどのことではないと思ったから」が29.6%となっています。また、「相談した」と答えた人でも、相談先は家族や友人が多く、公的機関の利用は少ないのが現状です。DVは、家庭内で行われることが多いため、外部からはその発見が難しく、潜在化する傾向にあります。被害が深刻化する前に、被害者が迷わず、安心して相談できるように、平成28年(2016年)4月に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター」と、市の福祉・人権・教育・保健部門や警察、県の関係機関など各種窓口との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図る必要があります。
- また、「川西市配偶者暴力相談支援センター」や「川西市男女共同参画センター」などの相談員の資質向上を図るとともに、被害者が窓口で二次的被害を受けることがないよう、関係職員の研修の充実も図ります。さらに、DVを発見しやすい立場にある、保健・医療機関や学校関係者、福祉関係者などに対し、「DV防止法」に基づく通報についての周知を図り、被害が深刻な状況にならないよう、早期発見を可能にする環境づくりが必要です。
- 被害者を緊急に保護する必要がある場合には、一時保護施設へ入所申請を行い、施設まで職員が同行するなど、被害者の安全を確保しています。一時保護を必要とする被害者は精神的に不安定な状態に置かれていることが多い、また、加害者が被害者の所在を捜しまわる場合

も少なくないことから、その対応には細心の注意を払う必要があります。

- 緊急一時保護の場合は警察や県との連携が重要となるため、日ごろから関係機関と情報共有を図り、迅速で適切な被害者支援に努めています。
- 被害者の申し出により、被害者の住民票や戸籍の附票などを加害者に交付、閲覧しないようにするとともに、避難先で国民健康保険被保険者証を使用する場合に、申し出があれば加害者への医療費通知の送付を行わないなどの支援措置を講じています。
- このほか、加害者からの問い合わせや追求に対しては一切答えないなど、各機関が連携し、被害者情報の守秘を徹底しています。各機関の連携が途切れることのないよう、研修を重ねる必要があります。
- 被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要です。このため、被害者への各種支援制度に関する情報を提供し、助言する必要があります。また、経済的自立に向けた適切なサポートを行う必要があります。
- 一時保護後、地域で生活するにあたって、自尊感情の喪失や不安感、心のゆれなど、さまざまな課題を抱えながら暮らしている被害者も多いことから、心理的ケアのための支援を充実していきます。さらに、DV家庭で育ったことにより深刻な影響を受けている子どもへの心のケアに関しても支援を行う必要があります。
- DVは人権や生命に関わる問題であり、本来は行政が責任を持って取り組む分野です。しかし、DV被害者の多様なニーズに対応するためには、多様な選択肢の提供が必要であり、柔軟な対応ができる民間支援団体の支援が重要な役割を果たしています。DV対策を一層効果的に進めるため、民間支援団体との連携・協働を強化する必要があります。
- また、川西警察署と兵庫県伊丹健康福祉事務所、兵庫県川西こども家庭センター、市関係機関で構成する川西市DV防止ネットワーク会議を開催し、広域関係機関との連携や情報の共有、研修などを行ってきました。被害者支援には、このような広域的なつながりが欠かせません。今後は、被害者支援をさらに円滑に行うために、兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携を強化するとともに、公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携がさらに強固なものになるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかける必要があります。

【施策の方向】

1. DV防止に向けた啓発・教育の徹底
2. DV相談体制の充実
3. DV被害者の安全確保
4. DV被害者の自立支援
5. 推進体制の強化

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
29	セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だと思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:93.0% 男性:91.2% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課 こども若者相談センター
30	DVやデートDVに関する講座開催など啓発活動の延べ回数	18回 (令和4年度)	回 (令和6~12年度)	人権推進多文化共生課(男女共同参画センター) こども若者相談センター
31	DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	27.6% (令和4年度)	% ※(令和12年度)	こども若者相談センター

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
1	DV 防止に向けた啓発・教育の徹底	68	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを利用し、DV・デートDVは個人の人権を踏みにじる重大な人権侵害であることを啓発します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター	継続
		69	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 地域福祉課 保健・医療政策課 関係所管	継続
		70	中学生や高校生に対し、デートDVに関する啓発パンフレットを配布するなど、学習の機会を設けることで理解と意識の向上を目指します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 教育保育課	継続
		71	小・中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」を実施します。	教育保育課	継続
		72	保育所・幼稚園・学校関係者などに対し、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 教育保育課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
3	DV相談体制の充実	73	「DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 生活支援課 介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター) 教育保育課 保健センター・予防歯科センター 保健・医療政策課	継続
		74	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター	継続
		75	DV防止啓発のチラシなどを作成し、医師会を通じて医療機関へ配布することによって、被害者保護の啓発に努めます	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター	継続
		76	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 生活支援課 介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター) 教育保育課 保健センター・予防歯科センター 保健・医療政策課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
3	DV被害者の安全確保	77	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 生活支援課	継続
		78	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	こども若者相談センター 入園所相談課 教育保育課	継続
		79	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	市民課 国民健康保険課 関係所管	継続
		80	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	教育総務課 こども若者相談センター 関係所管	継続
		81	加害者の追及に対して、相談履歴の有無などを含めて返答しないなど、守秘義務を徹底するとともに、加害者の情報を共有します。	こども若者相談センター 関係所管	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
4	DV被害者の自立支援	82	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	生活支援課 地域福祉課	継続
		83	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	国民健康保険課 医療助成・年金課 市民課 関係所管	継続
		84	市営住宅の募集に関する情報提供を行うほか、DV被害者を市営住宅入居抽選の優先枠対象者とします。	住宅政策課	継続
		85	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 地域福祉課 産業振興課 関係所管	継続
		86	被害者の就業活動を支援するため、保育所や留守家庭児童育成クラブへの優先的な受け入れを行います。	入園所相談課	継続
		87	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども支援課 こども若者相談センター	継続
		88	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 障害福祉課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
5	推進体制の強化	89	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催するなど、市関係所管の連携を強化します。	人権推進多文化共生課 こども若者相談センター 関係所管	継続
		90	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化や連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 こども若者相談センター 関係所管	継続
		91	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 生活支援課	継続
		92	民間支援団体が自主的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター	継続
		93	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター 生活支援課	継続

<現状と課題>

- ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、スクール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。近年では、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントも問題となっています。これらは、当事者の基本的人権を深く傷つける人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因です。特に女性が被害者となる場合が多いため、女性が個人として尊重され、人権侵害と性差別のない職場づくり、学習・環境づくり、地域づくりが重要な課題となっています。
- 女性への暴力が起こる背景には、女性を男性の従属者としてみる支配構造、女性の性をモノとしてみる「性の商品化」があります。また、性犯罪は公然と行われることは少ないため、実態把握がむずかしく、「女性に対するさまざまなお暴力の根絶」という目標の達成は困難を極めますが、性犯罪・ストーカー行為の防止、売買春の禁止に関する情報提供・啓発を行う必要があります。
- 平成18(2006)年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」及び平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されています。各地で高齢者への虐待、財産の不当な処分などが問題になっていることから、家庭介護者への啓発や施設職員の研修を推進し、関連機関との連携を図る必要があります。
- 子どもの虐待が深刻な社会問題となっています。「すべての児童は心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに健やかに成長できる社会の実現が課題です。このため、児童虐待に関する講座の開催や川西市要保護児童対策協議会を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応を図る必要があります。

【施策の方向】

1. 各種ハラスメント防止対策の推進
2. ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止
3. 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
32	セクシュアル・ハラスメントにあった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:15.6% 男性: 1.8% (令和24年度)	0% ※(令和12年度)	人権推進多文化共生課

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的な施策】

No.	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備 考
1	各種ハラスメント防止対策の推進	94	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 職員課 産業振興課 関係所管	継続
		95	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 職員課 生活安全課 産業振興課	継続
2	ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止	96	ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続
		97	携帯電話、インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化」が人権を侵害していることなどについて啓発を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) 教育保育課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的 施 策	担 当 課	備考
3	高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	98	高齢者虐待防止法を周知するとともに、高齢者虐待に関する相談体制の充実と関係機関のネットワークを強化します。	介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター)	継続
		99	障害者虐待防止法を周知するとともに、障がい者虐待に関する相談体制と自立支援の充実を図ります。	障害福祉課	継続
		100	児童虐待防止法を周知するとともに、児童虐待に関する相談体制と関係機関のネットワークを強化します。	こども若者相談センター	継続

基本目標V ジエンダー平等施策の推進と進行管理

基本課題 10

ジエンダー平等施策の推進体制の強化

<現状と課題>

- ジエンダー平等施策に関する府内の連携強化を一層図ることが必要であり、そのためには調整担当部署の機能強化が課題です。
- 毎年度、ジエンダー平等推進プランに基づく具体的施策の進捗状況及び評価指標の達成状況を明らかにした報告書を作成し、公表しています。
- 市が実施するジエンダー平等の推進に関する施策に対し、市民などから苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速に対応する必要があります。また、性別による差別的取扱い、その他ジエンダー平等の推進を阻害する行為に関し、市民などから相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行う必要があります。
- 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する講座の開催や情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談業務、調査研究の実施、NPO、住民などの活動支援など、多様な機能を有しており、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設です。多くの市民に知られ、その利用が促進されるようさらなる広報活動に努めるとともに、講座の開催などを通じて公民館などの社会教育機関、その他諸団体との連携強化を図る必要があります。また、男女共同参画に係る相談機関の連携システムを構築することが課題です。

【施策の方向】

1. 府内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進行管理
2. 男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
33	川西市男女共同参画プランを知っている人の割合 男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:22.2% 男性:20.9% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※令和12年度)	人権推進多文化共生課
34	パレットかわにし(川西市男女共同参画センター)を知っている人の割合 男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:38.8% 男性:22.1% (令和4年度)	女性: % 男性: % ※令和12年度)	人権推進多文化共生課
35	男女共同参画センターと公民館などとの共催講座延べ件数	5件 (令和4年度)	件 (令和6~12年度)	人権推進多文化共生課(男女共同参画センター)

※男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は令和12年度に実施する予定です。

【具体的施策】

No.	施策の方向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備考
1	府内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進行管理	101	「男女共同参画推進本部」の活性化を図ることで、施策推進体制を強化します。	人権推進多文化共生課	継続
		102	プラン策定とその進行管理のための諮問・専門機関として、引き続き「男女共同参画審議会」を設置し、必要に応じて開催します。	人権推進多文化共生課	継続
		103	評価指標(数値目標)を設定し進行管理を行うとともに、その進捗状況を定期的に公表します。	人権推進多文化共生課 関係所管	継続
		104	男女共同参画推進条例を周知します。	人権推進多文化共生課	継続

No.	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	備考
2	男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化	105	市広報誌や市ホームページ、その他あらゆる媒体を活用し、男女共同参画センターの一層の周知を図ります。また、同センターのフリースペースに多くの人を呼び込めるような講演会や催しなどの開催を検討します。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課(男女共同参画センター)	継続
		106	講座の開催などを通して公民館や、図書館などの社会教育機関、その他諸団体との連携強化を図ります。	人権推進多文化共生課(男女共同参画センター) 総合センター 公民館 生涯学習課 関係所管	継続

基本課題 11

市民参画の体制整備

<現状と課題>

- 男女共同参画社会の実現には、ジェンダー問題に関する気づきを促すような粘り強い施策の展開が不可欠です。このため、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け活動している、または、活動しようとしている市民グループを、引き続き支援していく必要があります。
- また、参画と協働の理念のもと、男女平等を推進する力量を備えた市民リーダーを育成することも不可欠であることから、引き続きリーダーの発掘や養成に努めるとともに、その中で育った人々が、市や地域で活躍できるようなシステムの構築に努める必要があります。

【施策の方向】

1. ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援
2. 男女共同参画市民企画員の育成

【評価指標】

No.	評価指標	現 状	目 標	担当課
36	男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金の延べ交付団体数	2団体 (平成30～令和4年度)	団体 (令和6～12年度)	人権推進多文化共生課
37	男女共同参画市民企画員の延べ人数	24人 (平成30～令和4年度)	人 (令和6～12年度)	人権推進多文化共生課
38	男女共同参画市民企画員企画講座の延べ参加者数	374人 (平成30～令和4年度)	人 (令和6～12年度)	人権推進多文化共生課

【具体的施策】

No.	施 策 の 方 向	No.	具 体 的 施 策	担 当 課	備 考
1	ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援	107	男女共同参画に取り組む市民団体へ助成金を交付するなど、その活動を支援します。	人権推進多文化共生課	継続
		108	男女共同参画に取り組む市民団体のネットワーク化を促進します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続
2	男女共同参画市民企画員の育成	109	男女共同参画市民企画員の育成を行い、市や地域で活躍できる場を広げます。	人権推進多文化共生課 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	継続